

議案第26号

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、27,500円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

第14条第2項第3号中「前2号に定める額」を「交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担する

ことを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第14条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) <u>前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、27,500円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p>	<p>(通勤手当) 第14条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) <u>前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u> ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 3,800円</u> イ <u>使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 5,500円</u> ウ <u>使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 6,300円</u> エ <u>使用距離が片道5キロメートル以上6キロメートル未満である職員 7,600円</u> オ <u>使用距離が片道6キロメートル以上7キロメートル未満である職員 8,800円</u> カ <u>使用距離が片道7キロメートル以上8キロメートル未満であ</u></p>

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間

る職員 10,100円
キ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 11,800円
ク 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 13,600円
ケ 使用距離が片道14キロメートル以上18キロメートル未満である職員 15,500円
コ 使用距離が片道18キロメートル以上24キロメートル未満である職員 17,500円
サ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 19,500円
シ 使用距離が片道30キロメートル以上36キロメートル未満である職員 21,500円
ス 使用距離が片道36キロメートル以上42キロメートル未満である職員 23,500円
セ 使用距離が片道42キロメートル以上48キロメートル未満である職員 25,500円
ソ 使用距離が片道48キロメートル以上である職員
27,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

の月数を乗じて得た額)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 (略)

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 (略)

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 (略)